

外国人児童生徒の支援等に関する要望

埼玉県川口市には、令和6年4月1日現在3,134名の外国人児童生徒が在籍しており、その内1,538名の児童生徒が特別の教育課程による日本語指導を受けております。

外国籍の子どもたちは、本来就学の義務はないものの、国からも教育の機会を適切に確保するよう求められており、就学を希望する場合には、日本人と同様の教育を受けております。これは、仮放免中で住民登録のないケース等についても同一であり、在留資格を持たず、市に滞在している外国人家庭に対し、就学を希望する子どもがいる場合には、本市が必要な支援を行っております。外国人住民の数が多い自治体である本市において、外国人児童生徒に対する就学援助の費用

は大きな財政負担となっており、今後ますますの負担増が見込まれます。

さらに就学後、円滑に学校生活を送るためには、外国人児童生徒の日本語の理解はもとより、その保護者も含めてルールやマナー、日本の文化について啓発をしていく必要があります。しかしながら、日本語指導教員の人材不足に加え、言葉や文化、風習の違いが保護者との意思疎通を困難にし、学校、家庭、地域の協力体制を築くことが難しい状況もございます。現状を改善するために、本市といたしましては、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」を活用し、外国人児童生徒へきめ細かな支援体制を充実させた川口モデルを構築してまいりたいと考えております。

以上のことから、外国籍児童生徒の支援等に対して、次のとおり要望いたします。

記

1. 在留資格を持たない外国籍児童生徒に対する就学援助に係る費用について、新たな国庫補助制度を確立していただきたい。
2. 「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」制度を継続し、補助増額等の拡充をしていただきたい。
3. 不法行為を行う外国人は、法に基づき厳格に対処し、自治体に実務的・費用的な負担を掛けないでいただきたい。

令和6年5月13日

川口市長 奥ノ木信夫